

令和8年第2回定例会議案説明資料

- 1 議案第80号 千葉市都市農業交流センター設置管理条例の一部改正について…P2

議案第80号 千葉市都市農業交流センター設置管理条例の一部改正について

議案書 P20～22

1 改正の趣旨

千葉市富田都市農業交流センターの研修室の利用料金の上限の額を改定するため、条例の一部を改正する。

2 料金改定の考え方

千葉市公共施設使用料等設定基準で定める算定基準に基づき、千葉市都市農業交流センター設置管理条例で定める利用料金の上限の額を改定する。

【算定式】 利用料金単価＝施設の管理運営に要する費用×50%（受益者負担率）÷想定利用数

3 改定の内容

区分	午前9時から午後5時まで		時間外	
	改定前	改定後	改定前	改定後
第1研修室	250	320	380	480
第2研修室	100	150	150	220
第3研修室	410	480	620	720

4 施行期日

令和9年4月1日

改正後の規定は、施行期日以後の使用に係る利用料金について適用し、同日前の使用に係る利用料金については、なお従前の例による。